

青森市シティプロモーションブック制作業務に係る
公募型プロポーザル共同事業体結成届

令和 年 月 日

青 森 市 長 様

共同事業体の名称

〇〇〇〇〇〇〇〇〇

代表構成員	所在地	
	法人名	
	代表者職氏名	印
構成員	所在地	
	法人名	
	代表者職氏名	印

この度、下記業務を受託するため、共同事業体を結成しましたので、共同事業体協定書の
写しを添えて結成届を提出します。なお、この届及び添付書類の全ての記載事項は、事実と
相違のないことを誓約します。

記

- 1 業務名
- 青森市シティプロモーションブック制作業務

共同事業体協定書

(目的)

第1条 当共同事業体は、次の事業を共同連帯して行うことを目的とする。

- (1) ○○業務（当該業務内容の変更に伴うものを含む。以下「業務」という。）
(2) 前号に附帯する業務

(名称)

第2条 当共同事業体は、〇〇〇〇（以下「事業体」という。）と称する。

(事業所の所在地)

第3条 事業体は、事務所を に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 事業体は、令和 年 月 日に成立し、業務の委託契約の履行後1か月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 業務を受託することができなかったときは、事業体は、前項の規定にかかわらず、当該業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の所在地及び名称)

第5条 事業体の構成員は次のとおりとする。

所在地

法人名

代表者

所在地

法人名

代表者

(代表構成員の名称)

第6条 事業体は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇を代表構成員とする。

(代表構成員の権限)

第7条 事業体の代表構成員は、業務の履行に関し、事業体を代表して、委託者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって委託料の請求、受領及び事業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

2 構成員は、成果品等について、契約日以降、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 章及び第 3 章に規定する著作権者の権利が存続する間、当該権利に関し委託者と折衝等を行う権限を、事業体の代表構成員である企業に委任するものとする。なお、事業体の解散後、

事業体の代表構成員である企業が破産又は解散した場合においては、当該権利に関し委託者と折衝等を行う権限を、代表構成員である企業以外の構成員である企業が委任するものとする。

(分担業務)

第8条 各構成員の業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき委託者と契約内容の変更増減があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

○○○○業務 ○○○○○○○○○○○○

○○○○業務 ○○○○○○○○○○○○

2 前項に規定する分担業務の価額（運営委員会で定める。）については、別に定めるところによるものとする。

(運営委員会)

第9条 事業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、事業の履行に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担業務の進捗を図り、委託契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 事業体の取引金融機関は、○○銀行とし、代表構成員の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の必要経費の分配)

第12条 構成員はその分担業務を行うため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第13条 本業務を行うにつき発生した共通の経費等については、分担業務額の割合により運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員の相互間の責任の分担)

第14条 構成員がその分担業務に関し、委託者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前2項に規定する責任について協議が整わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前 3 項の規定は、いかなる意味においても第 10 条に規定する構成員の責任を免れるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第 1 5 条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(業務中における構成員の脱退)

第 1 6 条 構成員は、事業体が業務を完了するまでは脱退することはできない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第 1 7 条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、委託者の承認を得て、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。ただし、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存構成員全員及び委託者の承認を得て、新たな構成員を当該事業体に参加させ、当該構成員を加えた構成員が共同連帯して破産又は解散した構成員の分担業務を完了するものとする。

2 前項の場合においては、第 14 条第 2 項及び第 3 項の規定を準用する。

(解散後の瑕疵に対する構成員の責任)

第 1 8 条 事業体が解散した後においても、当該業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 1 9 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇〇〇〇〇及び〇〇〇〇〇〇は、上記のとおり〇〇事業共同事業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

令和 年 月 日

〇〇〇〇〇〇 (共同事業体名称)

代表構成員 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇

共同事業体協定書第 8 条に基づく 協定書

〇〇業務については、共同事業体協定書第 8 条の規定により、当事業体構成員が分担する業務の価額を次のとおり定める。

記

分担業務の価額（消費税分及び地方消費税分を含まない。）

〇〇業務	円
〇〇業務	円

〇〇〇〇〇〇及び〇〇〇〇〇〇は、上記のとおり分担業務の価額を定めたのでその証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印して各自所持するものとする。

令和 年 月 日

〇〇〇〇〇〇（共同事業体名称）

代表構成員	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇
	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇